(3)　振興計画の対象地域

振興計画は、特別措置法第二条第二項の区域を対象とする。

(4)　施策の基本方向

ア　北方領土隣接地域における社会・経済の安定的な発展の基盤を形成するため、交通施設及び通信施設の整備を図るとともに、国土の保全及び水資源の開発を図る。

イ　北方領土隣接地域の住民の生活の安定に資するため、教育及び文化の振興を図るとともに、住宅、生活環境施設及び社会福祉施設の整備を図るほか、医療の確保に努める。

ウ　北方領土隣接地域における活力ある地域経済の展開のため、農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発を図る。

エ　アからウまでに掲げるもののほか、北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情に起因する諸問題の解決に資するため、地域の振興及び住民の生活の安定のために必要な施策について、適切な計画を策定する。

(5)　諸計画との整合性等

ア　振興計画の策定に当たっては、北海道総合開発計画との整合性を保つよう十分配慮する。

イ　振興計画の策定に当たっては、計画対象区域の市町の基本構想等との関連に十分配慮する。

(6)　その他の留意事項

ア　振興計画の策定及びその実施に当たっては、自然環境等環境の保全に十分配慮する。

イ　振興計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う事業については、当該市町の財政運営に支障を及ぼさないよう十分配慮する。

ウ　振興計画の実施に当たっては、今後の国、地方公共団体の財政事情等社会経済情勢の推移に応じて、弾力的な運用を図る。

附　則

第6期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（平成二十年四月十八日国土交通大臣同意）は、本基本方針に基づき策定されたものとみなす。

○総務省告示第百三十一号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第三項の規定に基づき、昭和三十年自治庁告示第十二号で指定した岡崎市並びに昭和二十七年自治庁告示第十号で指定した遠賀郡遠賀町及び同郡岡垣町につき、平成二十二年三月三十一日をもってその指定を取り消したので告示する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第百三十二号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第五号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

別表第三号の表中「免許証の訂正、再交付又は返納」を「免許証の再交付又は返納」に改める。

○総務省告示第百三十三号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定に基づき、平成二十二年度地方債同意等基準を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

平成二十二年四月一日

総務大臣　原口　一博

第一　総括的事項

一　地方債同意等基準の策定方針等

1　地方債同意等基準は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重するとともに、地方債の円滑な発行の確保、地方財源の保障、地方財政の健全性の確保等を図る観点から、定めるものとする。

2　地方債同意等基準は、地方公共団体が法令に違反してその事務を処理してはならないことはもとより、法令上、次のような責務を負っていることに留意して定めるものとし、地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）に当たっても、十分に考慮するものとする。

(1)　地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないこと。また、地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならないこととされていること（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項及び第15項）。

(2)　地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならないこととされていること（地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第2条第1項）。

(3)　地方公共団体は、その行政について、合理的、かつ、妥当な水準を維持するように努め、少なくとも法律又はこれに基づく政令により義務付けられた規模と内容とを備えるようにしなければならないこととされていること（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第3条第3項）。

3　平成22年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権の確立に向け、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。平成22年度の地方債の同意等は、平成22年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

4　平成22年度の地方債の発行についての協議又は許可申請（以下「協議等」という。）の審査に当たっては、極めて厳しい地方財政の現状において、地方公共団体は、徹底した行政改革と財政の健全化を推進するとともに、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意しつつ、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことが求められていることを踏まえ、次のような点についても、留意するものとする。

(1)　行政改革及び財政健全化の状況

(2)　地方債の元利償還の状況

(3)　地方税の徴収率の向上等の税収入確保及び受益者負担の適正化等の財源確保の状況

(4)　定員・給与の適正化、その他の財政支出等の効率化等の状況

(5)　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第5号）第3条の規定による改正前の地財法第33条の9の規定に基づく繰上償還を行った地方公共団体にあっては、同条第1項の計画の執行状況及び目標達成見込み

5　地方債の資金に関しては、各資金及び事業の性格、事業量、地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。その際、地域主権を進める観点及び財政投融資改革の趣旨を踏まえ、公的資金は民間資金の補完を基本とし、市場における地方債資金の調達を推進するものとする。

二　その他

1　地方債の協議等の単位となる事業区分

地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第2条第2項に規定する地方債の協議等の単位となる区分は、地方債計画の事業区分ごとに、第二に定める地方債の同意基準によるものとする。

2　地方債協議等のスケジュール

地財令第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体の地方債の協議等に係る同条第2項若しくは第7条第2項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第14条第1項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあっては9月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあっては翌年の2月までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。